

第163回国立市情報公開及び個人情報保護審議会

日時 令和3年6月3日 午前10時から

会場 市役所3階 第4会議会室

出席者 委員 石居 人也 委員 岸 敦子 委員 関口 八千代
委員 中川 律 委員 中村 英示
事務局 情報管理課長 林 晴子 情報管理課文書法制係長 稲山 愛
説明者 健康増進課長 吉田 公一 健康増進課課長補佐 丸山 修平
健康増進課国民健康保険係主任 森際 朋絵

【石居会長】 それでは、定刻になりましたので、第163回国立市情報公開及び個人情報保護審議会を始めたいと思います。

初めに、資料の確認をお願いいたします。

【事務局】 (資料確認)

【石居会長】 ありがとうございます。

では、早速ですが、諮問事項に移りたいと思いますので、担当課の方、お願いします。

(説明者入室)

【石居会長】 どうぞおかけください。それでは、次第(2)になりますけれども、国立市個人情報保護条例第12条第1項ただし書の規定に基づく諮問についてということで、①が健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国保データベースシステムを通じて、都内の他の市区町村及び東京都後期高齢者医療広域連合に、国立市国民健康保険被保険者等の医療・特定健康診査・介護に関する個人情報を提供することについて、及び②改正後の国民健康保険法第82条第12項の規定に基づき、国保データベースシステムを通じて、東京都に国立市国民健康保険被保険者の医療・特定健康診査に関する個人情報を提供することについてということで、まずは担当課から御説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

【健康増進課長】 (自己紹介)

【健康増進課課長補佐】 (自己紹介)

【健康増進課国民健康保険係主任】 (自己紹介)

【健康増進課長】 以上となります。よろしくをお願いいたします。

それでは、まず概要につきまして私のほうから説明をさせていただきます、詳細については丸山及び森際のほうから補足をさせていただきます。

諮問につきましては、ただいま会長から朗読いただきましたとおりでございます。国立市個人情報保護条例第12条第1項ただし書に基づきまして、実施機関以外の者と情報伝達システムを利用して有機的に結合等をさせていただきたく、審議会の皆様の御意見をいただいて、被保険者のさらなる医療費適正化等の実施に取り組んでまいりたいと考えております。

諮問書のほうは割愛させていただきますが、これまで国立市におきまして特定健康診査等の情報はもちろん、国立市の被保険者の情報は有しております。ただ、他市から編入されてきた場合、もしくは国立市から他市へ転出した場合は、その情報のやり取りがございませんので、例えば転入前、隣の国分寺市におられた方が国立市に来られた場合というのは、国分寺市のデータを私どもで取得するこ

とができませんでした。したがって、国分寺市のほうで医療費適正化とか何かを受けていた場合、例えば糖尿病重症化予防といった事業を受けていたけど、国立にはそのデータがないので初年度は把握することができなくて、御案内することができないような状況、もしくは当市の被保険者が転出した場合、こちらについては相手先、転入先の市でも把握することができなく、一旦、途切れるというような状況がございました。また、介護予防の一体化の事業です。これまで後期高齢者医療、75歳以上の被保険者の方、国保の方、74歳未満の方については、そこのつながりがなくて事業をつなげることができなかつたのですけども、そのような実施もしてまいりたいと考えております。

詳細については、まずここで言葉として出てきます国保データベースシステム、KDBと通称呼ばせていただきます。こちらの現在使っているシステムの内容、セキュリティ及び現行の使用方法和今後について。森際のほうからは、このシステムを利用した今後の事業の取組について説明をさせていただいて、御審議をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

私からは以上になります。では、丸山のほうから。

【健康増進課課長補佐】 よろしく願いいたします。では、私からKDBシステムの内容、セキュリティ、そして、現在、国立市での活用方法と今後の活用方法について御説明させていただきます。

まず、資料1の国保データベースシステムについての2ページ目を御覧ください。真ん中に目的とありますが、このKDBシステムの目的は、下線が引いてありますとおり、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的としております。内容といたしましては、国民健康保険団体連合会、国保連が保険者である区市町村からの委託を受けて特定健診、特定保健指導、医療、介護保険等の情報から統計情報を作成し、それを市町村に提供しています。また、保険者からの委託を受けて、個人の健康に関するデータを作成し、これを市町村に提供しています。市町村は、これを基に地域の健康課題の把握をしたり、保健事業実施後の被保険者の状態の変化などを比較して活用しております。

このKDBシステムの利用による実施効果といたしましては、様々なデータの活用による地域の健康課題の把握と、それをういた行政施策への反映。二つ目が、予防事業等を実施する際の現状の確認。そして、三つ目として住民の自らの自主的な健康づくりへの動機づけ。この三つが実施効果として挙げられます。

具体的に4ページ目を見ていただきまして、KDBシステムからは、4ページに記載されている各種データを取得することができます。健診結果や受診状況を確認して個別に保健指導の対象者と内容を決定したり、又は地域別の集団の集計情報により集団の健康課題というものを把握して、それに対する治療計画を立てることができます。その結果といたしまして、保険者は住民の健康保持増進に寄与することができるため、とても利便性の上がるシステムと言えます。

続きまして、KDBシステムのセキュリティ対策について御説明いたします。前提といたしまして、KDBシステムに関わっております国民健康保険団体連合会、そして、国保中央会については、個人情報の取扱いについては国際水準に準拠したセキュリティマネジメントシステムの確立、また、厚生労働省の通知を踏まえた個人情報保護方針の作成、また、職員の個人情報保護に対する研修などを行って、日々個人情報の保護であったり、セキュリティレベルの向上に努めております。

次に、KDBシステムのセキュリティ対策になりますが、(セキュリティに係る説明)

続いて、KDBシステム自体のセキュリティ対策について御説明いたします。参考資料として配付しておりますKDBシステムのセキュリティ対策概要です。

【健康増進課長】 通し番号、74ページになります。

【健康増進課課長補佐】 74ページのKDBシステムのセキュリティ対策（概要）です。（セキュリティに係る説明）

続いて、最後、現行と今後の活用についてなのですが、国立市で現行の活用といたしましては、まず医療費適正化事業について活用しております。資料の14ページを御覧ください。医療費適正化事業のために、該当者把握のために疾病管理一覧であったり、保健指導対象者一覧等を使用して、対象者の健康状態確認のために活用しています。また、経年データも閲覧可能なため、事業自体の効果測定に用いることもできます。

二つ目の活用方法といたしましては、平成28年から策定しておりますデータヘルス計画の立案や評価において、KDBシステムの多角的、複合的な統計データを使用し、健康寿命の延伸や医療費適正化事業の目的に則した効果的かつ効率的な保健事業実施のために活用しております。

今後の活用につきましては、現行の活用方法に加えて、高齢者に対する保健事業と地域支援事業等の介護予防との一体的実施に当たって、地域の健康課題の把握、分析について統計データを使用したり、保健事業と介護予防の一体的実施の対象となる高齢者一人一人の医療や介護、フレイル情報の一括把握のために活用していきたいと考えております。

私からの説明は以上となります。

【健康増進課長】 続きまして、一体的事業ということで具体的なところについて、森際のほうから説明をさせていただきます。

【健康増進課国民健康保険係主任】 最初に、通し番号に基づいてページの御案内がもたつてしまうので御容赦いただければと思います。私のほうからKDBシステムを活用した保健事業と介護予防事業の一体実施の概要及び取組について説明させていただきます。

お手元の資料の通し番号で申し上げますと45ページの右上を御覧いただければと思います。資料にもありますとおり、こちらの図は健康寿命と平均寿命の変化を表しております。平均寿命の経年変化を見ますと、男性、女性ともに平均寿命は緩やかに上昇しております。一方で健康寿命も緩やかに上昇しておりますが、両者の間には約8歳から12歳の開きがあることが読み取れます。これは寿命を迎えるまでの8年から12年の間は心身の状態が低下し、要介護の状態となることを示しています。人生100年時代の到来を見据えますと、健康寿命を延伸し、平均寿命との差を縮小させることが肝要であります。

続きまして、資料の38ページを御覧ください。高齢者の健康状態の特性として、高血圧や糖尿病などの慢性疾患と認知機能障害や嚥下障害などの老年症候群がお互いに影響することで、加齢とともに虚弱、以下、フレイルとさせていただきます、この状態から身体機能に問題が生じる状態に移行していくと考えられております。フレイルは生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態ではありますが、一方で適切な介入、支援により生活機能の維持、向上が可能な状態像であり、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間の状態を意味しています。これまでの後期高齢者医療制度における保健事業は、特定健診がほとんどであり、生活習慣病等の疾病予防や重症化予防は、ほぼ未実施でありました。そのため、フレイル状態から健常に近い状態への改善や、要介護状態に至る可能性を遅延させ、健康寿命を延伸するための医療と介護の一体的な取組が国により推進されております。

具体的な取組として、68ページ以降を御参照いただければと思います。まず、KDBシステムを

活用しまして、フレイルのおそれのある高齢者、支援すべき対象者を抽出します。市町村別や県別の情報と比較し、地域の特徴を明らかにします。また、地域の全被保険者を抽出し、集計することにより、地域の健康課題を把握します。このような分析結果を踏まえて、実施すべき保健事業について検討いたします。事業実施に当たっては、国民健康保険事業と後期高齢者保健事業を接続して実施できるようにすることとされております。

一例として72ページを御覧ください。現在、国民健康保険でも実施しております重症化予防プログラムについて紹介しております。事業の実施に当たり、KDBシステムにより腎機能低下の所見がある糖尿病患者を対象とした事業該当者を抽出し、個別の保健指導を実施いたします。KDBシステムにて事業参加者の登録を行うと、事業参加前後の健診結果、医療費、介護給付費等について個人単位、集団単位での比較が可能となり、事業参加者と非参加者とを比較した事業評価を行うことも可能です。こうした個別のアプローチ支援を行う上でも、KDBシステムの活用が期待できます。

私からの説明は以上となります。

【健康増進課長】 説明につきましては以上となります。よろしくお願いいたします。

【石居会長】 ありがとうございます。それでは、御質疑と審議に移りたいと思います。まず御質問等ございましたらお願いいたします。

【中村委員】 いいですか。私は後期高齢者医療広域連合の代理人をやっているのですが、議論に参加してもよろしいですか。つまり、情報の提供される側の代理人で、債権回収とか法律相談とかもやっているのですが、情報の提供の場面だけのお話ということで、私は問題ないのではないかと思っているのですけど。

【石居会長】 何か利益相反になるようなところで想定されるのは。

【中村委員】 特に具体的なものは想定していないので、大丈夫なのであればなと思っています。

【石居会長】 いかがですか。

【事務局】 よろしいかと思えます。

【中村委員】 よろしいですか。

【石居会長】 それでは、どうぞ。

【関口委員】 それでは、私からよろしいですか。説明ありがとうございます。まず前提の確認をさせていただきたいのですが、このKDBシステムで扱っている個人情報というのは、国立市民の個人情報については、国立市に管理責任があるのですか。

【健康増進課国民健康保険係主任】 はい、管理責任は国立市です。

【関口委員】 構成とか御説明を拝見していて、データを入力する健診、医療、介護と書いてある各医療機関とか、厚生労働省、医療機関とかから入力されて、KDBシステムにデータが蓄積されるというところ、国立市のデータとの介在の仕方がよく分からなかったのですが、先ほどデータ連携とか国立市のシステムとは連携もないというお話もあったので、どのような形で管理責任が生じているのかなというのが分からなかったのですけど。

【健康増進課長】 まず概要にいけますと、医療内容、治療行為というのは、もちろん医療機関が診療報酬明細を請求してきますので、それを入力して、国民健康保険団体連合会、国立市の人は東京都国民健康保険団体連合会、そちらのほうで集約されて、請求が来ます。それは費用の関係です。それで、その治療行為、内容、疾病面等については国民健康保険団体連合会、国保連で持っているシステム、KDBシステムがそこで構築されておりますので、そこに集約されて、各自治体とつながりを

持っているということで、大本は国民健康保険団体連合会、そして各区市町村、利用しているのは区市町村です。それで、今度、東京都が平成30年度から同じ保険者となりましたので、東京都も共有するというようなやり方になっています。それぞれ自分のところで所管というか、配置されているシステムについてはもちろん国立市が管理をしなければいけませんし、システムセキュリティも守っていく、使用する側で、大本のデータ元となるのは国民健康保険団体連合会ですね。そちらのほうが集約をしておりますので、もともとシステムは国保中央会、全国規模、そこにぶら下がっているのが各都道府県の国民健康保険団体連合会という形になります。それを区市町村と受託委託契約を結んで利用させてもらう。KDBシステムは100%各自治体が最初使用していたかということ、そうではなくて、手挙げをした自治体から使用させていただいているという状況になっております。

すいません、説明になっているか分かりませんが、以上になります。

【関口委員】 ありがとうございます。国保連合会は各都道府県別にあるのですか。

【健康増進課長】 はい、そのとおりです。法で定められております。

【関口委員】 各都道府県別にシステムがある？

【健康増進課長】 そうですね。KDBシステムというのは全国の国保中央会が構築していますので、そのKDBシステムを各都道府県単位の国保連合会のほうで集約して、自治体が契約をしているという形になります。

【関口委員】 自治体が契約をしている。なるほど。分かりました。難しいですね。

そうすると、KDBシステムで保管されているデータは、各委託している自治体に管理責任が生じるという形。

【健康増進課長】 もちろん生じてまいりますし、あと、先ほどお話がありました、うちですと東京都後期高齢者医療広域連合をもちろん利用する形になりますので、これから追っていきますと75歳以上の方の健康を一体化して取り組んでまいります。その辺りで広域連合が所有しているデータ等々について、こちらも双方で活用しながら取り組んでいくというような動きとなっています。

【関口委員】 なるほど、承知しました。続けてよろしいですか。

【石居会長】 どうぞ。

【関口委員】 そうしたら、今回の諮問の位置付けが、今までは各市町村で個別に使っていたところが連携できるようになるということだと思うのですが、いただいた資料の通し番号しか分からないのですが、26ページに今回の変更のポイントと、どこが新しくデータがつながるようになるのかというのが、これがイメージに近いのかなと思って拝見していたのですが、今のお話ですと、X市、Y市はそれぞれ別々にデータベースがあって、これが相互データ連携するようになるというイメージなのですか。

【健康増進課長 国民健康保険係主任】 はい。

【関口委員】 なるほど。これは国の法改正ということなので、当然あるべき機能だと思いつつも、お互いに合意したりですとか許可したりという、拒否することができるものなのかとか、何かデータのやり取りの変更に当たって、市区町村間で合意等は取り交わされるものなのですか。

【健康増進課長】 市区町村間の合意というよりは、当市みたいに、今、御審議いただいている審議会の御意見をいただいて同意されるということであれば、その今回のシステムは、他の自治体との連携について認められて、取得もしくは情報を送ることができる。ただ、自治体によっては個人情報情報の取扱いについて異なる見解を持っていらっしゃることもありますし、国の法律とはいえ、でき

る規定という形になれば、もちろんそういった辺りは自治体の判断でどうするかということは可能となっています。

【関口委員】 参加の自治体はどこかに表があった気がするのですが、100%参加されていて、自治体の判断によっては連携できない自治体も出てくる可能性がある？

【健康増進課長】 考え方によってはあろうかと。

【健康増進課国民健康保険係主任】 今回は都道府県の中での連携についてですので、東京都国保連ですね、団体連合会に確認しましたら、現在のところ団体連合会の機能改修について、全保険者が同意をできれば、お互いの保険者間でも同意をしたとみなすということで、現在のところは全保険者が同意をしているというふうに回答をいただいております。

【関口委員】 なるほど。ありがとうございます。

最後に一つ、実際健康保険を受ける市民とかは、KDBデータベースで個人情報を取り扱われることというのは、どこで許可しているというか、同意していることになっているのですか。医療機関ですか。

【健康増進課長】 うちのほうはもちろん診療報酬明細のデータも持っていますし、KDBみたいな統計データも持っていますけれども、業務の目的内ということで、これまでもKDBができるまではレセプトデータを活用して、もちろん医師会のほうにはお伝えはしているのですが、そういった辺りでアプローチをさせていただいていますので、このシステムを使って云々というところまでは、今、KDBについてまだ広く周知しているかというところ、そこまでは至っていない部分がありますが、今年度から予算の措置をして、国保特有の広報紙を全戸配布させていただきますので、そこで一つ、この医療費適正化事業でこういう情報を基に皆様に御案内させていただきますよ、いただいておりますよというような御案内をさせていただいて、周知を進めさせていただければ。

【関口委員】 なるほど。やはり医療の保険を扱う診療を受ける際に、各医療機関に個人情報に同意しますという署名をすと思うのですが、その中に一応、業務の一環として含まれている。国立市として、国立市の窓口で何かを申請するときというところではないですね。

【健康増進課長】 そうですね、はい。

【関口委員】 分かりました。ありがとうございます。

【岸委員】 今のものに関連してなのですが、このシステムは、要するに東京都内とはいえ他の自治体に転出、転入したときに使えるというところが新しいものと理解していて、そうすると、例えば転出や転入のときに新たなこういう情報を向こうに引継ぎますよみたいなものも、今のところはされる予定はないということなのですか。

【健康増進課長】 そうですね。すいません、今その辺りまでの考えというのは持ち合わせておりませんが、御意見いただいた中で、どのような情報を市民の方に扱われているのかとか、その辺りの説明は入れればというふうには思っております。

【中村委員】 個人が識別される情報と、匿名性が維持される情報って2種類あるわけですか。

【健康増進課国民健康保険係主任】 最終的には個人が特定される情報に複合するような形になるのです。ただ、全国的な分析、集計は国保中央会が行っているのですが、そこで分析をするときには暗号化したままで分析をして、それがKDBのサーバーのほうに戻ってくるようになるのです。そこで初めて各市町村の端末にそのデータが還元される段階で、個人が識別するデータに複合されるというような形になるのですが、統計データ等はもちろん匿名化したデータになるかと思うのですが、

その基となるのは個人が識別できる情報にはなるかと思しますので、そういった意味では両方持ち合わせているとは言えるかと思ひますが。

【中村委員】 今後こういうデータベースにアクセスして相互利用できますよという仕組みにするんですということは、どのような方法で公開するのですか。

【健康増進課長】 一つの方法として今、頭に浮かんだのが、今年から国保のお便りみたいな形で市報と同じように全戸配布しますので、そこに医療費適正化事業の御案内をしますので、そこにこういう情報を基に該当する方は御案内しますというような方法を周知はできると思ひます。

【中村委員】 それは誰に配られるのですか。

【健康増進課長】 市内全域です。市報等を配っているのは、全世帯という形にはなっています。該当するのは国保の被保険者だけなのですが、75歳以上の方も今後取り組んでまいりますので、全戸配布というのが一番望ましいかなというふうには思っております。

【中村委員】 紙媒体で配布するのですか。

【健康増進課長】 このデータを使いますというのは、そうですね、はい。紙で社協のほうで全戸に配布しておりますので、市報と同じ形に。

【中村委員】 そのほかの国保は。

【健康増進課長】 掲載するとすればホームページですかね。一体的事業実施というのをホームページに掲載しなさいよとかいう形で国からも御案内が来ていますので、こういう情報は掲載は可能だと。

【中村委員】 必要性が高いのはとても理解できたのですが、何をどこまでやるかという、その相当性を判断するときに、このデータの流用がされるのだと、入って出ていくのだということ個人の方に認識してもらわなきゃいけない部分があると思うのです。その周知徹底が必要なのだろうと思ひます。

【健康増進課長】 あとは医療費適正化の対象になった方に御案内は差し上げますので、そのときにこういう情報を基に、市のほうで基準値が上がっている方について御案内をさせていただいてますというような御案内は可能かと。広域連合も同じことだと思いますけど、その辺りは統一性を持って国立市の国保だけではなくて、今後取り組んでいく75歳以上の方についても統一性を持ったほうがいいのかと、今、感じました。

もう一つ、アプローチを今後していきますので、医療等の情報だけではなくて介護情報も入ってまいります。そうすると、アプローチする際には本人同意を得るとか、そういうことが必要になってまいりますので、基本的にデータを使える目的の範囲内であれば、私どもは積極的に取り組んでいきますし、介護保険を利用して入院中の方とかいろいろありますので、そういった診断のほうまで見なきゃいけない場合には、事前に同意を取って、本人から了が出た段階で個別アプローチをしていかなきゃいけないかなとは担当課とも話しております。

【中村委員】 その本人から明確な事前の同意が得られなかった場合、どこまでデータを使うことができるのかというのは、一つ検討しなくてはいけない問題点なのだろうなというふうに思ひます。

【中川委員】 まだいまいち、どこが問題になるのかなというのが分かっていないところがあるので、今のお話で、これはいわゆる情報の第三者提供に当たるということなのですか。

【健康増進課国民健康保険係主任】 実施機関以外に提供するといった、はい。

【中川委員】 それが法令上できるというふうに改正されたので、行うことにしたと。法令上の定めに基づいてやるので、本人同意は必要ないと判断していると。そういう流れでよろしいですか。

【健康増進課国民健康保険係主任】 はい。

【中川委員】 第三者提供の規定って何条でしたっけ。

【中川委員】 諮問はたしか12条1項ただし書だった……。

【関口委員】 12条の1項はデータの連結なので、第三者提供に当たるのかも。このKDBシステムがどのようなものか次第かなとも思っていて、でも、先ほどの、私、最初1個のデータベースにもともと入っているものの参照範囲が変わるだけなのかなと思っていたのですが、先ほどのお話だと、それぞれ市町村ごとにデータベースをお持ちということなので。どのような同意の仕方が次第ですか、ある意味、第三者提供になるかは。

【中川委員】 担当課の御判断としては、第三者提供に当たるというふうな御判断ですか。条文を教えてくださいとありがたいのですが。第三者提供の何条でしたっけ。

【石居会長】 14条です。

【中川委員】 ありがとうございます。

【事務局】 目的外提供。

【中川委員】 目的外提供ですか。第三者に提供する場合というのは、何か定めがなかったのですか。

【事務局】 第三者に提供することについて、直接規定しているわけではないのですが、目的外の利用、収集したときの目的以外の目的で第三者なり外部に提供するときの定めは第9条のほうにあるのですけれども、今回につきましては目的外ではなく、もともとの制度の目的の範囲内での提供に当たるとしますので、この9条の規定の制限には入ってこないということになります。外部への提供ではあるのですけれども、目的内の提供ということになると思います。

【事務局】 ですので、12条1項がそもそも実施機関以外のものとの結合を指しますので、そのことで外部への提供ということになります。

【中川委員】 当初の利用目的内のことであれば、外部提供というものも基本的には許されるという条文のつくりなのですか。

【事務局】 はい、9条については。

【中川委員】 分かりました。今回は、先ほどの話に戻りますが、仕組みがよく理解できていないのですが、医療機関に受診した際に様々な診療情報を医療機関から国保と連合会のほうに行って、保険料の支払をするために市のほうに下りてくる。

【健康増進課長】 診療報酬明細書、レセプトと言われるもの。

【中川委員】 レセプトという形で下りてくると。

【健康増進課長】 はい。

【中川委員】 そのデータベースを市が管理している。

【健康増進課長】 それはレセプト情報の支払のための連携になります。専用回線をつないで、国保連合会では、もともとはKDBシステム、統計情報といったものを全国的比較とか、近隣自治体、都道府県単位とかでやるために、そのレセプト情報を暗号化してKDBシステムに取り込んで集約をしていくという形になりますので、それで暗号化での統計情報プラス、今度はそのレセプト情報を市町村に下ろすときには個人が識別できるような形でのシステムを構築していると。あくまでも診療報

酬明細、支払のためのものは別回線をつないで、そこでうちにも端末がありますけれども、そちらはまた別個になってまいりますので、基データは診療報酬明細、医療機関から出てきたデータという形になると思います。

【中川委員】 それとはまた全く別のものなのですね。

【健康増進課長】 そうですね。診療報酬明細の専門の回線、システムとは別のものになります。

【中川委員】 そうすると、今、問題になっている、連結しようとしている国立市が管理責任を負っているデータというのは、現在、何に利用しているデータ？

【健康増進課長】 今はもちろん各種その国立市の地域の把握であったり、どのような疾病傾向があるか、国立市は全国的にどのような疾病傾向、病気の方が多いとかっていう統計情報を基本として、あとは糖尿病性腎症重症化予防、糖尿病の数値を超えている方についてプログラムに参加しませんかとか、あとは多受診とか多剤、多く薬を飲んでしまっ、いっぱいもらい過ぎていて、健康被害に遭わないようにということで御通知をさせていただいたりとか、そういう形での使用はさせていただいています。

【中川委員】 それがまたレセプト情報とは別に、国立市が管理する医療に関係する個人情報としてあるということですね。

【健康増進課長】 そうです、はい。

【中川委員】 それを今度、他市に転出された人とか転入者と連結するというふうな。

【健康増進課長】 はい。情報がお互いに取得できるような形ということになります。

【健康増進課国民健康保険係主任】 補足させていただきますと、資料の74ページを見ていただくと、具体的にどのシステムで何を管理しているというのが、こちらでは明記はされていないのですが、拠点Iというところの東京都国保連合会、データセンターの下に国保総合システム、特定健診等データ管理システム、介護保険・障害者総合支援一拠点集約化システムという三つのシステムがあるかと思うのですが、国保で申し上げますと、この国保総合システムというところで診療報酬明細書情報、レセプト自体は管理をしております。するとこちらで生データを参照することもできますし、提携等にも使用するシステムと言えます。こちらも国保連が管理しているシステムではあります。ですので、こちらと、あとKDBシステムと囲ってあるところがあるのですが、こちらにはKDBシステムのサーバーがありますので、このサーバーと国保総合システムとが連携をしているということになっております。

【中川委員】 大本は同じだけど、違うデータとして管理されているものが市町村内に複数あるということ。

【健康増進課国民健康保険係主任】 はい。

【中川委員】 今回はKDB専用PCというふうにここで書かれているもので管理しているデータが問題になっていると。

【健康増進課国民健康保険係主任】 はい、そうですね。

【中川委員】 それの他市町村との連結というのは、今までは法律上できなかったけども、今回できるようになったというふうなことですね。ただ、その妥当性をここで判断して、市町村ごとに連結するかどうかを決める必要があると。何となく仕組みについては理解できたのですが、それで具体的に連結することにより、どのようなリスクが想定されるのかというのが、分からないのですが、担当課としてはどのようなリスクを想定していらっしゃるのでしょうか。

【健康増進課長】 (セキュリティに係る説明)

【中川委員】 連結させるのは真ん中のところというか、市町村のデータベース自体が合体するのではなくて、KDBのところで統合されているものについて相互参照ができるようになります。

【健康増進課長】 はい。

【中川委員】 それは人でひもづいているので、転出すれば、その人の履歴を追えるということですね。

【健康増進課国民健康保険係主任】 そうです、はい。

【健康増進課長】 ほかのものは見えないという形になってまいります。

【中川委員】 転出あるいは転入した人以外は……。

【健康増進課長】 以外のものについては、うちのほうが連結することができませんので、ほかの情報というのは一切見られないという形になります。

【中川委員】 それでは、むしろ提供するとは言っても、それは転出して向こうで住民票の届出が出たことで過去まで遡って見られるようになるという。

【健康増進課長】 ひもづく形に、そうです、おっしゃるとおりです。

【中川委員】 ひもづく形になると。で、既存の利用しているシステムなので、現状に加えて何か事故が起こるリスクが特段大きくなるというふうには考えられないと。

【健康増進課長】 はい。私どもはそう思って使用しております。

【中川委員】 分かりました。先ほどの中川委員が問題にしていたような周知については、やるかどうかというふうな問題は、やったほうがいいというのがあると思うのですが、基本的に目的内の利用なので、本人同意は既に取りっているという認識で、必ずしも法令で要求されるものではないということですね。分かりました。

【関口委員】 もう一点、追加でよろしいですか。これは多分、今後は連結した形でシステムを見直していけば、初期に個人に合意を取っていくのだと思うのですが、既存の国立市民というユーザーが過去の移転前の情報とかの連結を拒否した場合というのは、個人でこのユーザーは連結させない、データを連結させないとかっていう制御はできるのでしょうか。

【健康増進課国民健康保険係主任】 それは今のところ想定はしていません。

【関口委員】 では、自動で連結されてしまう。

【健康増進課国民健康保険係主任】 はい。

【関口委員】 多分、個人情報という観点からすると、目的外ではないということなので微妙なのですが、個人が削除してくださいとか、参照しないでくださいと拒否したときに、できる体制というのはもしかしたら必要なかなという気はします。

【健康増進課長】 その辺りは国保連合会のほうに質問事項として、うちのほうからも。おそらくほかからも出ている事象だと思いますので。

【関口委員】 まあ、便利になることなのであまりないとは思いつつも、可能性としては。

【健康増進課長】 ただ、大事なことだと思います。そのほうが何か事情があって言えないこともあるかと思うので、その辺りはQAで対応をする形で。

【関口委員】 そこは今後の機能改修としても、もしかしたら必要なことかもしれないと思います。

【健康増進課長】 そうですね。おっしゃるとおりだと思います。

【中川委員】 もともと診療を受ける段階で、様々な個人情報を本人から提供されることになると思うのですが、その段階で医療費の支払という目的以外に、今回のような医療費適正化事業とかでしたっけ。それで健康寿命の増進を図るような事業にも使用するということの同意を各医療機関で取っているということなのですね。

【健康増進課長】 医療機関、医師会を通じて、過去は結構厳しい御意見をいただいたことがあります。診療報酬明細は私たちの……。ただ、市のほうで7割分、保険者として払いますとすれば、来る情報というのは市の情報となりますので、その目的の範囲内というふうに私どもは理解して、何か事業を実施するときには医療機関、医師会を通じて御案内はさせていただいておりますので、そこでの議論というのは毎回させてもらうような形で取り組んでいるという状況だろうと思います。

【中川委員】 目的の範囲内というのは、診療報酬の支払に使うので、市が自分の医療情報を持っているということは被保険者は理解していると思うのですが、様々な事業にまで自分の医療情報が使われることも理解しているという御認識なのですか。目的の範囲内ということは、そういうことではないのですか。

【健康増進課長】 実施することになってしまうので、被保険者がそこまで把握しているかとなると、全員がしているかという、そこは難しいところかとは思っております。

【中川委員】 今回も要するに中央のほうではビッグデータ化して、匿名化した上で様々な統計情報をつくり出しているわけですね。そういうような情報に自らの医療情報が統合されているということの認識を被保険者が持っているかどうかというのは、今後、様々な報道されているように非常に大きな問題になってくる可能性があると思うのです。特にAIを用いてデータマッチングなどが行われるようになれば、様々なAI上のバイアスでもって個人の様々な事柄が判断されると。まさに今回の事業なんていうのは、そういうビッグデータから抽出されたような情報に基づいて、健康寿命増進のために一般的にこういう傾向の人は、こういうようなことがあると思うので、例えば生活習慣等の見直し等の提案をすることになるというようなことですね。そういうようなところ、現にやられているというふうなことなので、どうしようもないと言えどどうしようもないのかもしれないですが、それが目的の範囲内というのが、どこまでというふうに理解されているのかというのが、今のお話を聞いていて分からなくなったところなのですが。

【健康増進課国民健康保険係主任】 全被保険者が周知しているところまでは把握できていないのですが、個別の先ほども一例として紹介しました重症化予防事業等の医療費適正化事業を行うに当たり、どういったことで対象になっていますということを案内する上でレセプトデータを使用したり、特定健診のデータを使用しておりまして抽出しておりますということは、案内はしておりますので、少なくともその事業の該当になった方や参加された方については、理解をされているものというふうに認識はしております。

【中川委員】 分かりました。少し待っていただいてよろしいですか。この目的内利用と目的外利用の一般的な定義みたいなのは、国立市において何かあったのでしたっけ。この範囲なら目的内利用で、この範囲以外なら目的外の利用に該当すると。

【事務局】 基本的には個人情報を取り扱う業務を開始するときに業務登録というのをいたしまして、そこに業務の個人情報の収集目的を定めますので、その範囲がどうかということになるかと思えます。

【中川委員】 当初の医療情報の収集をしているのは医療機関なのですね。そこで目的の範囲内

で定められた情報を医療機関が取り扱っていて、それがデータベースに統合されていて、国立市のほうに最初はレセプト情報として下りてきていたものが、ほかにも利用されるようになってきているという経緯があるということなのですよ。そうすると、どのように考えたらいいか、分からないのですが、国立市の立場として事業を開始するときに、事業目的は個人情報の収集目的を定めるということなのですよ。レセプト情報を収集する場合は、医療費を支払うために個人情報を収集しますよという形で定められていると思うのですが、よく分かりません。どう考えたらいいですかね。

【岸委員】 国立市の国保事業に落ちる個人情報も、事業の目的に落ちる個人情報の利用目的とか、そういうことになるのではないですか。

【中川委員】 でも本人同意で、それで目的、個人情報の収集目的が本人に提示されて、それに同意したということを前提に個人が情報を提供すると。それを目的の範囲内で市は利用できるというのが、これが基本ですよ。

【岸委員】 国立市で国保の手続きを取って、国立市の国保に加入する際に同意したかどうかみたいな話になるのですかね。一番最初の大本の話をするのであれば。

【中川委員】 国民健康保険に加入するのは医療費の一部を保険で支払ってもらうためなので、加入したことによって直ちに様々な情報が保険料の支払以外に使用されるということに、やはり同意しているとはなかなか言えないと思うのですが。どの範囲で国立市は本人同意の契機を確保しているというふうに考えているのですかね。

【健康増進課国民健康保険係主任】 保健事業自体が国民健康保険法にも定められたものではあるのです。ですので、国民健康保険に加入するということは、被保険者にとって単に給付の一部を提供されるというだけではなく、その国民健康保険法に基づいた保健事業等も利用するということが包括されているものかと思われます。

【岸委員】 その中に健康増進事業的なものとか、フレイルですとか、そういうものも。

【中川委員】 これは保健事業の一環なのでしたっけ、今回。

【健康増進課国民健康保険係主任】 そうですね。

【健康増進課長】 それが国民健康保険法の82条、保健事業としてやって、そこに市町村が——市町村というか保険者ですね——努めなければならないという規定、保健事業について個人のためにということでの規定がございまして、それに基づいて保健事業も実施させていただいている。これは国保に限らず社保とか、政府管掌、協会けんぽ等については、健康保険法のほうで規定していると思いますので、そういった規定に基づいて保健事業を実施するに当たり、その情報をもとに取り組んでいるというような状況にはなっています。

【中川委員】 今回は国民健康保険に加入している方のみということなので、必ず国立市の窓口で国民健康保険の加入手続きを取っているという。

【健康増進課長】 そうですね。

【中川委員】 その際に、これこれの個人情報が収集されますよというふうなことに同意しているということなのですか。

【健康増進課長】 加入された段階で法律に基づいた形ということになるので、その場で同意しているかどうかというふうに理解されているか分かりませんが、私どもはその加入された段階でその情報については市のほうで適切に取り組んで事業を実施していくという形にはなっています。

国保加入はあくまでも任意ではなく、最終的な、最後のとりでとしてやっておりますので。生活保

護の方は省かれています。

【中川委員】 でも必ず支払能力のある方はほかの保険に加入していなきやいけない、加入義務があるのですよね。

そうすると、それが同意なのかというのが気になる場所ですけれども。

【関口委員】 今回に関して言うと、もともと運用しているシステムなので、その利用範囲を国立市に限定しているのか東京都全域に拡大するのかというところが利用方法が変わってくるところかなと思う。大本の目的も難しく、なかなか全部は理解できないですけれども。その使い方とか使う目的自体は変わらないと思うので、多分利用の場所とか範囲なのですかね、その拡大というところが実際のユーザーにどのように合意が取れるかというところなのかなというふうに思います。

【中川委員】 分かりました。いや、どのように考えたらいいか分からないところがあるんですけど。

【関口委員】 難しいですね。

【中川委員】 何でこのことにこだわったかと言いますと、持っている情報をどの範囲で目的内として利用するかによって、本人がコントロールし得ないところで様々に情報が利活用されるということが起こってきますと、そもそもこの個人情報保護のシステム自体があまり役に立たないということになりかねないですので、その目的の範囲内で、それは本人同意との関係でどう成り立っているのかということについて、少し御留意いただきたいかというところなんです。

【健康増進課長】 そのとおりで、これから国はまたさらに範囲を広げていくと思います。可能性としておっしゃったように、後期高齢者医療広域連合、75歳以上の方をはじめ、社会保険で加入されていた方がうちにきたときに、前の健康状態というところも今後はそこまで踏み込むような形で。

【健康増進課国民健康保険係主任】 以前は書面でやり取りをしていたものがオンライン資格確認で確認ができるようになるので、それについては本人同意といいますか拒否する権利はあるということで、閲覧をされたくないということであれば申入れをもらうようには、被用者保険からの転入の方についてはそのような取組になっています。

【中川委員】 そうすると、やはりそれは本人同意がその部分に関しては取れてないというふうな。

【健康増進課国民健康保険係主任】 被用者保険。

【中川委員】 社会保険に従来加入した方に関しては取れてない可能性があるのですが、拒否できるかどうかということの判断ができますよという通知をするというふうなことなのですね。

【健康増進課国民健康保険係主任】 加入の際等に申入れをもらうということになっております。もともとデータ自体が被用者保険の国保のデータを連係するという仕組みができておりませんので、そのため個別に拒否なり申入れをもらうような仕組みになっているということのようですが。

【中川委員】 分かりました。ありがとうございます。

【石居会長】 ほかにいかがでしょうか。

すいません、順番が前後してしまうのですが、基本的なことだけ最後に確認させていただきたいんですが。

先ほど関口委員が整理してくださったように、今回の最大の変更点というのは、国立市だけに閉じない情報のやり取りが発生するということだと思っております。基本的なところで、今回の変更に伴って専用の端末や回線が使われることは変わらないと思うのですが、新たに端末が増えるとか、その利用者の範囲が広がるのか、そういう変更はございますか。

【健康増進課長】 端末が増えるということはありません。データ数が、先ほどお答えさせていただいたとおり、転入者については転出元のデータが見られる、参照できるよといったところ、もしくはうちのデータが転出先のほうでできるといった部分です。それ以上のことは今現在発生することはない。

【石居会長】 その端末を扱う方も今回変更とか、範囲が広がるということはないのですか。

【健康増進課長】 そうですね、基本的には、おっしゃいますとおり、国民健康保険係、私がユーザーの上になりますけれども、そこにひもづいている給付担当者とか課長補佐とか限られた者が、指紋認証が入っておりますので、それが全部アクセスログから何から国保連合会のほうでちゃんと管理しているという形になります。

人事異動があったたびに、パスワードとかもちろん指紋も、そういったものをその都度変更させてもらう、担当者が変われば変更させてもらうというような利用の仕方をさせていただいておりますので。あとKDBについては、保健センターのほうで健診データ、介護保険では介護データというものを持っていますので、今後その辺りの活用方法が変わっていくようであれば、その都度セキュリティ対策もうちのほうでやっていかなければなりませんので、その辺りも厳重に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

【石居会長】 分かりました。

あと、これは多分ないと思っているのですが、市の側のほうからこのデータベースに関して新たにデータを追加する、言わば利用するだけではなくてデータを追加したり加筆したり提供するという事はないということ。

【吉田健康増進課長】 あくまでも構築されたシステムは国保連合会ですので、そこでの統計情報、システムを組んでいるのは国保連になりますから、うちのほうから新たに何かということとはできない状態となっております。

【石居会長】 あともう1点だけ。

さっきお話の流れの中で出てきていたのですが、これまでもやられていることだと思うのですが、やっぱり気になるのは、データ自体は特定の端末だけの閉じたネットワークでのやり取りになると思うのですが、最終的に市の側で活用するときには、そこから得られた情報を市で活用するためにデータを使っていくことになりますよね。先ほど抽出と活用という言い方をされていたと思うのですが、それは具体的にはどのようなやり方でされているのか、そのリスクが少々気になるので、そこを確認させていただいてよろしいですか。

【健康増進課国民健康保険係主任】 (セキュリティに係る説明)

【石居会長】 その扱い方自体も、基本的には従前のおりということでもよろしいですか。

【健康増進課国民健康保険係主任】 はい、そうですね。

【石居会長】 はい、分かりました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

では、答申の取りまとめに移りたいと思います。中川委員からお願いします。

【中川委員】 結構だと思います。お認めしてよろしいかと思えます。

【石居会長】 それでは、中村委員。

【中村委員】 国保事業の実現のために範囲を拡大すると、当初の目的は変わらない、しかし、その利用できる範囲を拡大するという意味で相当性があるのだというふうに考えたい。

【石居会長】 岸委員、お願いします。

【岸委員】 私もお認めしてよろしいかと思えます。各委員の皆さん、指摘されたとおり、国保加入者の皆さんへの周知徹底、広報のやり方ですとか個人での拒否ができるのかどうかといった点については検討を進めていただければなというふうに思えます。

【石居会長】 関口委員、お願いします。

【関口委員】 必要が十分に認められると思えますので、ぜひ進めていただければと思えます。途中で議論がありました個々人の意思を反映して削除、停止などができるかどうかはぜひお問い合わせいただいて、必要に応じて改修等も今後検討いただければと思えますので、よろしくをお願いします。

【石居会長】 ありがとうございます。

私もお認めしてよろしいかと思えます。議論の中で改めて思ったことで、これは参考までにとということにはなるかと思えますが、やはり気になったのは、一つは今回の変更というのは一つのいい機会だと思えますので、やはり各市民の方のそれぞれの保険情報というのが何に使われているのかというのを改めて知っていただく周知のいい機会ではないかと思えますので、できるだけ様々なチャンネルを通じて周知を図っていただければということ。あと先ほど、いわゆる国保以外の保険から国保に移られる方は本人同意を取られているというお話があったと思うのですが、それはやっぱり改めて、国保だけ、初めから国保に加入される方のことを考えても、同じように本人同意をきちんと取るかというのはありますけれども、きちんとやはり意思確認や説明というのがその加入の段階であって初めて同じレベルの取扱いになるのではないかというふうに思えますので、その点は今後少し、最初の加入の段階での説明という部分で見直しや工夫などをしていただけるといいのではないかなというふうに思えますので、その点だけ少し意見として付け加えさせていただきます。

お認めしたいと思います。どうもありがとうございました。

(説明者退室)

【石居会長】 それでは、次第の(3)に移りたいと思えます。個人情報取扱業務登録(変更)の報告についてということをお願いします。

【事務局】 それでは、個人情報取扱業務の登録について御報告させていただきます。登録が6件ございました。

資料2-1でございますが、子育て支援課によりますひとり親世帯等生活支援事業でございまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯等を対象といたしまして、ギフトカードを支給する業務でございまして、実施に当たりまして、児童扶養手当等の個人情報を目的外利用するため、先月諮問させていただいて答申をいただいた案件に係る新規の業務登録となります。

続きまして、資料2-2、総務課によります矢川駅・谷保駅エレベーター内安心安全カメラ管理運用業務でございまして、矢川駅・谷保駅のエレベーター利用者の安全を確保するため、エレベーター内に安心安全カメラを設置し犯罪の抑止効果を図るといった業務でございまして、こちらにつきましても、過去になりますが、本人外収集について本人に通知しないことにつきまして審議会に諮問させていただき答申を得ているものでございます。個人情報の記録項目といたしましては、裏面のとおり本人の映像ということでございます。それから個人情報の保存期間でございまして、これは運用基準を設けまして7日間保存となっております。上書きされていく仕組みとなっております。

それから資料2-3でございまして、総務課によります公用車ドライブレコーダー管理運用業務でございまして、公用車使用時における交通犯罪の抑止及び事故責任の明確化を図るというものでござ

います。こちらにつきましても、本人外収集となりますので、本人外収集及び収集について本人に通知しないことにつきまして審議会に諮問させていただき答申を得ているものでございます。記録項目といたしましては本人映像、個人情報の保存期間は260分程度となっております。

続きまして資料2-4、福祉総務課による成年後見制度に関する業務でございます。業務の名称は登録簿に記載のとおりとなります。業務の内容でございますが、成年後見人等に対する報酬の支払に係る費用について、成年後見人等に助成を行うことにより、成年後見制度の利用を促進し、市民の権利擁護の推進を図るといった内容でございます。個人情報の記録項目といたしましては、登録簿に記載のとおりとなっております。

続きまして資料2-5、福祉総務課によります住宅確保要配慮者支援業務でございます。業務の内容でございますが、住宅確保要配慮者から受け付けた民間賃貸住宅への入居に関する相談について、宅建協会から情報の提供を受け、相談者に物件の紹介を行うといった内容となります。個人情報の記録項目につきましては、裏面に記載のとおりとなっております。

最後に資料2-6でございます。新型コロナウイルスワクチン接種タクシー費用助成金交付事業でございます。災害対策基本法に基づく避難行動要支援者等を対象といたしまして、申請により新型コロナウイルスワクチン接種の際のタクシー費用を助成するといった内容でございます。個人情報の記録項目につきましては、裏面に記載のとおりでございます。

以上でございます。

【石居会長】 ありがとうございます。何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

【岸委員】 2-4、成年後見制度における市長の審判請求の手續及び報酬費用助成金交付に係る業務。業務の対象者の範囲の成年後見人等というのは、成年後見人になった人と成年後見を受ける被後見人というか、いわゆる本人といわれる人、この二つとってよろしいですか。

【事務局】 そうですね、成年後見人の方は。

【岸委員】 あるいは保佐人とか補助人。

【事務局】 そうですね、成年後見人、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人のことを総称しておりますね。

【岸委員】 ここには入らないということなのですね、成年後見を受ける、被後見人。

【事務局】 そうですね。

【岸委員】 はい、分かりました。

【石居会長】 ほかにはよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、続いて次第の(4)個人情報取扱業務外部委託登録の報告について、お願いいたします。

【事務局】 それは、資料のほうでNo.3になります。

委託業務の名称でございますが、防災行政無線戸別受信機設置業務委託でございます。委託の目的及び内容でございますが、防災行政無線の内容を確実に伝達し、早めの避難行動を促すため、所定の区域内に居住する高齢者世帯等を対象に戸別受信機を貸与するといった内容でございます。委託業務の具体的な内容につきましては、委託の内容のところに記載されているとおりでございます。

以上でございます。

【石居会長】 御質問等ございますでしょうか。

では、続いて次第の(5)個人情報目的外利用等届出の報告についてお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料のほうはNo. 4-1からになっております。

No. 4-1は課税課の税務関係諸証明事務でございまして、国民年金の審査決定と支払のための照会に対しまして、国民年金法等の法令の規定に基づき、課税（非課税）証明を日本年金機構に提供したものでございます。

続きまして4-2は、総務課の矢川駅・谷保駅エレベーター内安心安全カメラ管理運用業務でございまして。刑事訴訟法に基づく捜査照会に対しまして、エレベーター内に設置した安心安全カメラの記録データを立川警察署に提供しております。こちらの照会目的でございまして、暴行被疑事件の捜査のためということでございました。

続きまして4-3、道路交通課の自転車駐車場の使用承認等の業務でございまして。刑事訴訟法に基づく捜査照会に対しまして、定期利用券登録者の氏名、生年月日、住所、電話番号を武蔵野警察署に提供したものでございます。照会目的につきましては、刑事事件であるといったこと以外は個人情報として回答を得られませんが、市の駐輪場に駐輪している自転車1台の登録番号と有効期間を特定した照会でございましたので、回答することとしたものでございます。

続きまして、以降は利用期間が令和3年度中のものでございまして、量が大変多くなってございまして、簡単に御報告させていただきたいと思っております。

まず4-4から4-24まででございまして、これはいずれも課税課の市・都民税の課税業務でございまして、実施機関内部の目的外利用に係る令和3年度分の届出でございまして。届出書に記載があります提供先の各課において実施しております届出書に記載の各業務につきまして、資格確認や金額の算定等のため、対象者の所得状況等を提供するものでございます。そのうち4-4から4-8までの5件につきましては、各届出書に記載の法令の規定を目的外利用の根拠とするものでございます。それから、4-9から4-12までの4件でございまして、こちらは各届出書に記載されている法令の規定及び本人の同意を根拠とするものでございます。それから、4-13から4-24までの12件につきましては、いずれも本人の同意を根拠とするものでございます。

資料のほう飛びまして4-25でございまして。こちらは4-13から4-24までと同種の利用でございまして、提供先が教育委員会になっておりますので、届出の区分が外部提供となっているものでございます。

続きまして4-26と4-27でございまして。こちらは同じく課税課の市・都民税の課税業務で、国立市以外の機関への外部提供となっております。

4-26は生活保護の適正な実施のための照会に対しまして、生活保護法に基づき相模原市福祉事務所に対しまして、対象者の所得状況等を提供したものでございます。目的外利用等の期間は年度末までとしております。

それから4-27は、高等学校等就学支援金の支給決定のための照会に対しまして、本人の同意に基づき、学校法人電波学園に対しまして対象者の課税状況等を提供したものでございます。目的外利用等の期間は年度末までとしております。

続きまして4-28から4-30までの3件でございまして。いずれも課税課の固定資産税の課税業務でございまして。

4-28は、農地台帳の整備のため、農地法の規定により農地に関する固定資産税に係る情報を国立市農業委員会に提供するものでございます。利用等の期間は令和3年度間でございまして。

続きまして4-29は、国税等の調査のため、国税通則法に基づく資産照会に対しまして、立川税

務署に固定資産台帳の情報を提供をしたものでございます。利用等の期間は年度末までとしております。

続きまして4-30は、実施機関内部の目的外利用でございます。空家等の適切な管理を促進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づきまして、まちの振興課に対し、空家等の所有者等に関する情報を提供したものでございます。利用等の期間は年度末までとなっております。

続きまして4-31は、課税課の軽自動車税課税等の業務でございます。道路交通法の施行のための照会に対しまして、道路交通法の規定に基づき、東京都公安委員会に対し使用者関係情報を提供したものでございます。利用等の期間は年度末までとしております。

続きまして4-32から4-34までの3件でございますが、いずれも収納課の市税収納事務でございまして、実施機関内部の目的外利用でございます。

4-32は、市・都民税に係る社会保険料控除の確認のため、地方税法の規定に基づきまして、課税課に対し、対象者の国民健康保険税の納付状況を提供するもので、令和3年度分の届出となっております。

続きまして4-33及び4-34は、届出書に記載の各補助金の交付決定のため、本人同意に基づきまして、環境政策課に対し、対象者の市税の納付状況を回答したものでございます。利用等の期間を年度末までとしております。

資料のほうは飛びまして、4-35から4-37までの3件でございますが、いずれも収納課の滞納整理業務に係るものでございます。

4-35は、実施機関内部の目的外利用でございます。福祉総合相談窓口への相談者の生活状況等を把握するため、本人同意に基づきまして、福祉総務課に対し、対象者の滞納整理状況等について回答するものでございます。令和3年度分の届出でございます。

4-36及び4-37でございますが、こちらは外部提供でございまして、各届出書に記載の各税の徴収のための照会に対しまして、地方税法の規定に基づきまして、各提供先に対し、対象者の滞納整理状況等について回答したものでございます。利用等の期間は年度末までとしております。

資料は飛びまして4-38でございます。民事執行法等に基づく裁判所書記官からの陳述の催告に対しまして、対象者の給与支払実績に関する陳述書を東京地方裁判所立川支部に提出したものでございます。

続きまして4-39は、市民課の戸籍業務及び住民基本台帳業務でございます。刑事訴訟法に基づく捜査照会に対しまして、相模原警察署に対し、対象者の本籍地等について回答したものでございます。照会目的でございますが、死体遺棄容疑事件の捜査のためということでございました。

続きまして4-40から4-42までの3件でございますが、いずれも市民課の拠出制年金の業務でございまして、実施機関内部の目的外利用でございます。

4-40は、国民健康保険課税務業等、国民健康保険に関する業務の実施のため、国民健康保険法に基づきまして、健康増進課に対し、対象者の年金情報を提供するものでございます。こちらは令和3年度分の届出となっております。

続きまして4-41は、児童手当等の認定業務のため、本人同意に基づきまして、子育て支援課に対し、対象者の年金情報を提供するものでございます。こちらも令和3年度分の届出となります。

続きまして4-42は、生活保護の実施のため、生活保護法に基づきまして、福祉事務所長に対し、対象者の年金加入状況を提供するものでございます。利用等の期間は年度末までとしております。

続きましてNo. 4-43から4-45まででございます。いずれも福祉総務課の生活保護法決定調書関係業務でございます。内部の目的外利用又は外部提供に係る令和3年度分の届出でございます。

4-43は、介護保険料の賦課のため、介護保険法の規定に基づきまして、高齢者支援課に対し、対象者の生活保護受給者情報を提供するものでございます。

4-44は、就学援助費等の決定のため、本人の同意に基づきまして、教育委員会に対し、対象者の生活保護受給状況を提供するものでございます。

4-45は、特例貸付申込者の貸付要件の確認のため、本人の同意に基づきまして、社会福祉協議会に対し、対象者の生活保護受給の有無の情報を提供するものでございます。

4-46及び4-47でございますが、いずれも福祉総務課の生活保護決定調書関係業務の実施機関内部の目的外利用に係る届出となっております。

4-46は、市・都民税の非課税者の確認のため、地方税法の規定に基づきまして、課税課に対し、対象者の被保護世帯名簿を提供するものでございます。利用等の期間は年度末までとしております。

続きまして4-47は、国民健康保険被保険者等の資格の取得及び喪失の確認のため、本人の同意に基づきまして、健康増進課に対し、対象者の生活保護の受給状況を提供したものでございます。利用等の期間は年度末としております。

続きまして4-48は、福祉総務課の生活保護法決定調書関係業務及び中国残留法人等支援給付決定調書関係事務でございます。実施機関内部の目的外利用でございます。生活保護受給者等に対する健康診断受診券送付のため、本人の同意に基づきまして、健康増進課に対し、生活保護受給者等の情報を提供したものでございます。利用等の期間は年度末までとしております。

4-49から4-54までの6件でございますが、福祉総務課の生活保護法決定調書関係業務の外部提供でございます。届出書記載の各法令の規定に基づきまして、各提供先へ対象者の生活保護の受給状況を提供したものでございます。利用等の期間はいずれも年度末までとしております。特に説明させていただきますと、4-51については、刑事訴訟法に基づく捜査照会に対して立川警察署に回答したものでございます。照会目的でございますが、確認をいたしましたところ、捜査の内容に関しては回答できないということで、捜査において必要という以上の回答は得られませんでした。対象者が1名に特定されていることから、回答することとしたということでございました。

資料のほう飛びまして4-55でございます。しょうがいしゃ支援課の届出書記載の、各業務についての実施機関内部の目的外利用に係る令和3年度分の届出となります。避難行動要支援者名簿作成のため、災害対策基本法の規定及び本人同意に基づきまして、身体障害者手帳の交付等の情報を防災安全課へ提供するものでございます。

続きまして4-56は、しょうがいしゃ支援課の届出書に記載の各業務についての実施機関内部の目的外利用に係る令和3年度分の届出でございます。生活保護の被保護者等の自立支援医療の更新手続状況の確認等のため、生活保護法及び本人の同意に基づきまして、福祉総務課に対し、対象者の自立支援医療の状況等について提供するものでございます。

続きまして4-57は、高齢者支援課の介護保険給付事業、地域包括支援センター事業でございます。実施機関内部の目的外利用に係る令和3年度分の届出でございます。避難行動要支援者名簿作成等のため、災害対策基本法の規定に基づきまして、介護認定情報等の情報を福祉総務課及び防災安全課へ提供するものでございます。

続きまして、4-58及び59でございますが、いずれも高齢者支援課の介護保険料賦課・徴収業

務の実施機関内部の目的外利用に係る令和3年度分の届出でございます。

4-58は、市・都民税の申告受付の際の社会保険料控除の確認のため、地方税法の規定に基づきまして、課税課に対し、対象者の介護保険料の納付状況について提供するものでございます。

4-59でございますが、年金生活支援給付金に係る所得情報提供業務のため、年金生活者支援給付金の支給に関する法律の規定に基づきまして、市民課に対し、対象者の介護保険料の特別徴収に係る情報を提供するものでございます。

続きまして4-60でございますが、健康増進課の国民健康保険課税事業でございます。実施機関内部の目的外利用に係る令和3年度分の届出でございます。国民年金保険料免除審査のため、国民年金保険法の規定に基づきまして、市民課に対し、対象者の国民健康保険税課税台帳の情報を提供するものでございます。

続きまして4-61は、健康増進課の国民健康保険課税事業、後期高齢者医療業務の実施機関内部の目的外利用に係る令和3年度分の届出でございます。個別援護業務の実施のため、生活保護法及び本人の同意に基づきまして、福祉総務課に対し、対象者の国民健康保険税等の納付状況等を提供するものでございます。

続きまして4-62は、健康増進課の国民健康保険資格事業、給付事業の実施機関内部の目的外利用に係る令和3年度分の届出でございます。児童手当等の受給資格等の確認のため、本人同意に基づきまして、子育て支援課に対し、対象者の国民健康保険の資格情報等を提供するものでございます。

続きまして4-63及び64でございますが、いずれも健康増進課の国民健康保険医療費適正化事業、後期高齢者医療業務でございます。目的外利用及び外部提供に係る令和3年度分の届出でございます。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施のため、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、高齢者支援課及び東京都後期高齢者医療広域連合に対して、医療等の情報を提供するものでございます。

資料のほう飛びまして4-65でございます。こちらは健康増進課の後期高齢者医療業務でございます。実施機関内部の目的外利用に係る令和3年度分の届出となります。市・都民税申告受付の際の社会保険料控除の確認のため、地方税法の規定に基づきまして、課税課に対し、対象者の後期高齢者医療保険料の納付状況を提供するものでございます。

続きまして4-66は、健康増進課の国民健康保険資格事業及び給付事業でございます。刑事訴訟法に基づく捜査照会に対しまして、立川警察署に対し、対象者の国民健康保険資格取得日等について回答したものでございます。目的外利用等の期間は年度末までとしております。こちらの捜査照会の目的でございますが、捜査内容については回答を得られなかったところですが、捜査の手がかりとして必要とのことございまして、対象者も特定されていたため、回答することとしたとのことございました。

続きまして4-67は、健康増進課の国民健康保険給付事業でございます。労災認定を受けた傷病の療養について労災保険給付との調整を行うため、労働者災害補償保険法の規定に基づきまして、立川労働基準監督署に対し、診療報酬明細書の写しを提供しております。利用等の期間は年度末までとしております。

続きまして4-68は、子育て支援課の児童手当等の業務でございます。就学援助の支給決定のため、本人の同意に基づきまして、教育総務課に対して、対象者の児童扶養手当の認定状況等を提供するものでございます。利用等の期間は令和3年度間となっております。

続きまして4-69は、子育て支援課の児童手当等に係る実施機関内部の目的外利用となります。ひとり親世帯等生活支援事業の実施に当たり、令和3年3月の審議会からの答申に基づきまして、受給者の認定状況等の情報を利用するものでございます。目的外利用等の期間は年度末までとしております。

続きまして4-70、こちらも子育て支援課の児童手当等の業務の目的外利用でございます。国立市子どもの学習・生活支援事業の実施のため、本人の同意に基づきまして、福祉総務課に対し、児童手当等の受給状況について回答したものでございます。利用等の期間は年度末までとしております。

続きまして4-71は、こちらも子育て支援課の児童手当等の業務の目的外利用でございます。生活保護受給者の収入状況確認のため、生活保護法及び本人の同意に基づきまして、生活福祉担当に対しまして、対象者の児童手当等の受給状況等の情報を提供してしております。利用等の期間は年度末までとしております。

続きまして4-72は、子育て支援課のこちらも児童手当等の業務の目的外利用となります。子育て世帯生活支援特別給付金事業の実施のため、令和2年8月の審議会答申に基づきまして、児童扶養手当受給者の認定状況等を利用したものでございます。利用等の期間につきましては年度末までとなっております。

続きまして4-73は、子育て支援課のこども医療費助成制度の業務でございます。実施機関内部の目的外利用となります。子ども家庭支援ネットワーク連絡会における情報交換及び協議のため、児童福祉法の規定に基づきまして、子ども家庭支援ネットワーク連絡会に、対象者の医療費助成制度の利用状況について提供したものでございます。利用等の期間は年度末までとなっております。

続きまして4-74は、子育て支援課のこども医療費助成制度・ひとり親家庭等医療費助成制度でございます。日本スポーツ振興センターへの災害共済給付金の請求のため、本人の同意に基づきまして、教育委員会に対しまして、こども医療証等の使用状況の情報について提供したものでございます。利用等の期間は年度末までとしております。

続きまして4-75は、子育て支援課のひとり親家庭等医療費助成制度の業務でございます。被保険者に係る振替調整のための照会に対しまして、国民健康保険法及び本人の同意に基づきまして、山梨県上野原市に対し、ひとり親家庭等医療費助成費に関する情報を提供したものでございます。利用等の期間は年度末までとしております。

続きまして4-76でございますが、こちらは国立駅周辺整備課の旧国立駅舎安心安全カメラ管理運用業務でございます。刑事訴訟法に基づく捜査照会に対しまして、旧国立駅舎に設置した安心安全カメラの記録データを立川警察署に提供したものでございます。利用等の期間は年度末までとしております。照会目的でございますが、特殊詐欺事件の捜査のためということでございました。

続きまして4-77は、教育総務課の国立市通学路安心安全カメラ管理運用業務でございます。こちらにつきましても、刑事訴訟法に基づく捜査照会に対しまして、立川警察署に対し、安心安全カメラの記録データを提供したものでございます。利用等の期間は年度末までとしております。照会目的でございますが、対象となるカメラの設置場所の近隣で発生した詐欺事件の逃走経路を捜査するためとのことでございました。

続きまして資料4-78から4-93までの16件でございますが、いずれも市の債権管理の実施機関内各課相互の目的外利用に係る令和3年度分の届出でございます。

まず4-78から4-87までの10件でございますが、各届出書に記載の各業務につきまして、

市税等及び市税等以外の強制徴収公債権の徴収のため、各法令の規定に基づきまして所要の情報の目的外利用を行うものでございます。課税課につきましては提供のみとなっておりますが、その他の課につきましては相互に利用いたしますので、各課の対象業務ごとに、他の課を提供先とする届出書が提出されております。

資料のほう4-88に飛びますが、4-88から4-93までの6件は、届出書に記載の各業務につきまして、非強制徴収公債権及び私債権の回収のため、これは平成25年の審議会の答申に基づきまして所要の情報の目的外利用を行うものでございます。

以上、簡単でございますが、御報告させていただきます。

【石居会長】 お疲れさまでした。それは御質問等ございましたらお願いいたします。

【関口委員】 すみません、今さらの質問になってしまって恐縮なのですが。

この提供方法の、閲覧、文書送付、磁気テープ等送付、その他と、分類方法は何か決まっていたのだったっけ。分類方法って、どのような渡し方の場合にはここに分類することというのは決まっているのでしょうか。

【事務局】 ルール化されているというか、基準などがあるかということですか。

【関口委員】 そうですね。管理のためにフラグをつけているぐらいの感じですが。

【事務局】 そうですね。一応、何と言いますか、一定の基準でもって、特に明文化はしてないのですけれども。

【関口委員】 なるほど。今回、たまたま件数が多かったので、安心安全カメラのデータ提供方式が、やっぱりCFカードとかUSBフラッシュとかSDカードとかあるのが、その他になっていたり磁気テープ等送付であったりして。管理は、どのような管理の仕方をされるかという話と、多分この分類によって、例えば提供先に消去してくださいとか、返却してくださいとか、求めることが変わるのでしたら、明確にしたほうがいいかなと思うのです。

4-2と76と77、たまたま目についてしまったので、すいません。カメラは動画なので、多分こういう媒体での渡し方にならざるを得ないのだろうなというのは理解しつつ、4-2はその他と書いてあって、76と77は磁気テープ等送付——磁気テープというのもなかなかないかな、この辺りを……。

【事務局】 基本的に媒体を使用するものは磁気テープ等というところに分類しております。その他というのはですね、データ閲覧というのでしょうかね。この目的外利用によって、アクセス権限のある者の中でデータを閲覧するというような利用の仕方をする場合に、その他という形を取っておりますので。これは何か特殊な事情があったのか……。

【関口委員】 はい。あと細かいのですが、4-76は先方、立川警察署が用意したメモリにデータを移行していると言っているのですが、多分国立市から媒体送付はしてないはず、してないようにお見受けするのですが。ただ、これは立川警察署において消去するというのは合意していますという旨が書かれています。媒体は、多分媒体を返却されるというのがちゃんと書かれていますのですけれども。媒体からコピーもできてしまうものの、一応この辺りの渡したものを戻す、返却とか消去というのは重要ななと思っていて、提供方法ごとにそういうガイドラインとか取決めができるのであれば、明確化したほうが安全だなと思いました。

【事務局】 ありがとうございます。

【関口委員】 以上です。

【石居会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
では、次第の内容はここまでで、(6) その他はございますでしょうか。

【事務局】 議題といたしましては以上ですが、申し訳ございません、次回の日程の調整をお願いできればと思います。

(次回日程調整)

【石居会長】 では、これで第163回の国立市情報公開及び個人情報保護審議会を終了したいと思います。

— 了 —